

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

A－1 無線局の免許に関する次の記述のうち、電波法（第5条第3項）の規定に照らし、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 2 電波法第11条の規定により免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 4 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者

A－2 固定局及び陸上移動業務の無線局の免許後の変更に関する次の記述のうち、電波法（第17条、第18条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない（注）。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
注 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることを内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
- 2 無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式、空中線電力又は実効^{ひく}輻射電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致するものでなければならない。
- 3 無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた無線局の免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が電波法第17条（変更等の許可）第1項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 総務大臣は、無線局の免許人が識別信号、電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

A－3 次の記述は、陸上に開設する無線局の免許の承継について述べたものである。電波法（第20条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人について相続があったときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。
- ② 免許人たる法人が合併又は分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、 A 免許人の地位を承継することができる。
- ③ 免許人が無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しをしたときは、譲受人は、 A 免許人の地位を承継することができる。
- ④ B 免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に C 。

A	B	C
1 総務大臣の登録を受けて	①の規定により	届け出てその無線局の検査を受けなければならない
2 総務大臣の許可を受けて	①から③までの規定により	届け出てその無線局の検査を受けなければならない
3 総務大臣の許可を受けて	①の規定により	届け出なければならない
4 総務大臣の登録を受けて	①から③までの規定により	届け出なければならない

A－4 次の記述は、無線局に関する情報の提供について述べたものである。電波法（第25条）の規定に照らし、 内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、A 場合その他総務省令で定める場合に必要とされる B に関する調査又は電波法第27条の12（特定基地局の開設指針）第2項第6号に規定する終了促進措置を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の C その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。
- ② ①に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を D の目的のために利用し、又は提供してはならない。

A	B	C	D
1 電波の能率的な利用に資する研究を行う	混信若しくはふくそう	無線設備の工事設計	①の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外
2 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	電波の利用状況	免許の有効期間	第三者の利用
3 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	混信若しくはふくそう	無線設備の工事設計	①の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外
4 電波の能率的な利用に資する研究を行う	電波の利用状況	無線設備の工事設計	第三者の利用
5 電波の能率的な利用に資する研究を行う	電波の利用状況	免許の有効期間	①の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外

A－5 周波数測定装置の備えつけに関する次の記述のうち、電波法（第31条及び第37条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第31条の規定により備えつけなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。
- 2 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備えつけなければならない。
- 3 基幹放送局の送信設備であって、空中線電力50ワット以下のものには、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備えつけを要しない。
- 4 26.175MHzを超える周波数の電波を利用する送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置を備えつけなければならない。
- 5 空中線電力10ワット以下の送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備えつけを要しない。

A－6 非常通信に関する次の記述のうち、電波法（第52条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、総務大臣の命令を受けて、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、電気通信業務の通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 3 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 4 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

A－7 次の記述は、空中線等の保安施設について述べたものである。電波法施行規則（第26条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備の空中線系には A を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、 B 周波数を使用する無線局の無線設備及び C の無線設備の空中線については、この限りでない。

A	B	C
1 避雷器又は接地装置	26.175MHz以下の	陸上移動業務又は携帯移動業務の無線局
2 避雷器	26.175MHzを超える	陸上移動業務又は携帯移動業務の無線局
3 避雷器	26.175MHz以下の	陸上移動局又は携帯局
4 避雷器又は接地装置	26.175MHzを超える	陸上移動局又は携帯局

A－8 次の記述は、高圧電気（高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。）に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第23条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。但し、 A のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- ② 送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から B 以上のものでなければならない。但し、次の(1)又は(2)の場合は、この限りでない。
- (1) B に満たない高さの部分が、人体に容易にふれない構造である場合又は人体が容易にふれない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、且つ、 C 以外の者が出入しない場所にある場合

A	B	C
1 取扱者	3.5メートル	無線従事者
2 無線従事者	3.5メートル	取扱者
3 取扱者	2.5メートル	無線従事者
4 無線従事者	2.5メートル	取扱者

A－9 次の記述は、人工衛星局の送信空中線の指向方向について述べたものである。電波法施行規則（第32条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 対地静止衛星に開設する人工衛星局（一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の送信空中線の地球に対する A の方向は、公称されている指向方向に対して、 B のいずれか大きい角度の範囲内に、維持されなければならない。
- ② 対地静止衛星に開設する人工衛星局（一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の送信空中線の地球に対する A の方向は、公称されている指向方向に対して C の範囲内に維持されなければならない。

A	B	C
1 最大輻射	0.1度又は主輻射の角度の幅の5パーセント	0.3度
2 最大輻射	0.3度又は主輻射の角度の幅の10パーセント	0.1度
3 最小輻射	0.3度又は主輻射の角度の幅の10パーセント	0.3度
4 最小輻射	0.1度又は主輻射の角度の幅の5パーセント	0.1度

A－10 送信空中線の型式及び構成等に関する次の記述のうち、無線設備規則（第20条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 発射可能な電波の周波数帯域がなるべく広いものであること。
- 2 整合が十分であること。
- 3 満足な指向特性が得られること。
- 4 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。

A－11 空中線の指向特性に関する次の記述のうち、無線設備規則（第22条）の規定に照らし、空中線の指向特性を定める事項に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 給電線よりの輻射
- 2 主輻射方向及び副輻射方向
- 3 垂直面の主輻射の角度の幅
- 4 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの

A－12 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条、第42条及び第79条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。
- 2 総務大臣は、電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 3 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基く命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。
- 4 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

A－13 電波の発射の停止に関する次の記述のうち、電波法（第72条）の規定に照らし、総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命ぜられることがある場合に該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許状に記載された目的の範囲を超えて運用したと認められるとき。
- 2 免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認められるとき。
- 3 発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められるとき。
- 4 発射する電波が他の無線局の運用に妨害を与えるおそれがあると認められるとき。

A－14 次の記述は、非常時運用人による無線局（登録局を除く。）の運用について述べたものである。電波法（第70条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局（注1）の免許人は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許が効力を有する間、 A ことができる。
注1 その運用が、専ら電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める簡易な操作によるものに限る。以下同じ。
- ② ①により無線局を自己以外の者に運用させた免許人は、遅滞なく、非常時運用人（注2）の氏名又は名称、非常時運用人による運用の期間その他の総務省令で定める B なければならない。
注2 当該無線局を運用する自己以外の者をいう。以下同じ。
- ③ ②の免許人は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人に対し、 C を行わなければならない。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けて当該無線局を自己以外の者に運用させる	事項を総務大臣に届け出	無線局の運用に関し適切な支援
2 当該無線局を自己以外の者に運用させる	事項を総務大臣に届け出	必要かつ適切な監督
3 当該無線局を自己以外の者に運用させる	事項を記録し、非常時運用人に無線局を運用させた日から2年間これを保存し	無線局の運用に関し適切な支援
4 総務大臣の許可を受けて当該無線局を自己以外の者に運用させる	事項を記録し、非常時運用人に無線局を運用させた日から2年間これを保存し	必要かつ適切な監督

A－15 次の記述は、地上基幹放送局の呼出符号等の放送について述べたものである。無線局運用規則（第138条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 地上基幹放送局は、放送の開始及び終了に際しては、自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う地上基幹放送局にあつては、 A を、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて）を放送しなければならない。ただし、これを放送することが困難であるか又は不合理である地上基幹放送局であつて、別に告示するものについては、この限りでない。
- ② 地上基幹放送局は、放送している時間中は、 B 自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う地上基幹放送局にあつては、 A を、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて）を放送しなければならない。ただし、①のただし書に規定する C は、この限りでない。
- ③ ②の場合において地上基幹放送局は、国際放送を行う場合を除くほか、自局であることを容易に識別することができる方法をもって自局の呼出符号又は呼出名称に代えることができる。

A	B	C
1 周波数及び送信方向	毎日1回以上	地上基幹放送局の場合
2 周波数及び空中線電力	毎時1回以上	地上基幹放送局の場合
3 周波数及び空中線電力	毎日1回以上	地上基幹放送局の場合又は放送の効果を妨げるおそれがある場合
4 周波数及び送信方向	毎時1回以上	地上基幹放送局の場合又は放送の効果を妨げるおそれがある場合

B－1 無線局の免許がその効力を失ったときに、免許人（包括免許人を除く。）であった者が執るべき措置に関する次の記述のうち、電波法（第24条及び第78条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**とし解答せよ。

ア 速やかに無線局免許申請書の添付書類の写しを総務大臣に返納しなければならない。

イ 速やかに送信装置を廃棄しなければならない。

ウ 遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

エ 遅滞なく無線従事者の解任届を提出しなければならない。

オ 1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。

B－2 スプリアス発射、帯域外発射、不要発射、スプリアス領域及び帯域外領域に関する次の用語の定義のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、この規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

ア 「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで除去することができるものをいい、高調波発射、低調波発射及び寄生発射を含み、相互変調積及び帯域外発射を含まないものとする。

イ 「帯域外発射」とは、必要周波数帯に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。

ウ 「不要発射」とは、スプリアス発射及び帯域外発射をいう。

エ 「スプリアス領域」とは、帯域外領域の内側のスプリアス発射が支配的な周波数帯をいう。

オ 「帯域外領域」とは、必要周波数帯の外側の帯域外発射が支配的な周波数帯をいう。

B－3 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第47条、第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

ア 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、失った日から1月以内に無線従事者免許証再交付申請書に写真2枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

イ 無線従事者が引き続き5年以上無線局の無線設備の操作に従事しなかったときは、免許は効力を失うものとし、遅滞なく免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。

ウ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、無線従事者の免許を与えたときは、免許証を交付するものとし、無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて直ちに提示することができる場所に保管しておかななければならない。

エ 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、その発見した日から10日以内にその発見した免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。

オ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。

B－4 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内
には、同じ字句が入るものとする。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□ア行われる□イを傍受してその存在若しくは内容を漏らし、
又はこれを窃用してはならない。
- ② 無線局の取扱中に係る□イの秘密を漏らし、又は窃用した者は、□ウに処する。
- ③ □エがその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、□オに処する。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1 総務省令で定める周波数を使用して | 2 特定の相手方に対して |
| 3 無線通信 | 4 暗語による無線通信 |
| 5 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | 6 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 |
| 7 無線通信の業務に従事する者 | 8 免許人又は無線従事者 |
| 9 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | 10 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金 |

B－5 次の記述は、周波数等の変更の命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、□内に入れ
るべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が
入るものとする。

- ① 総務大臣は、□ア必要があるときは、無線局の□イに支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を
除く。）の□ウの指定を変更し、又は登録局の□ウ若しくは□エの変更を命ずることができる。
- ② ①により□エの変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を□オし
なければならない。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 電波の規整その他公益上 | 2 混信の除去その他特に |
| 3 運用 | 4 目的の遂行 |
| 5 電波の型式、周波数若しくは空中線電力 | 6 周波数若しくは空中線電力 |
| 7 人工衛星局の無線設備の設置場所 | 8 無線局の無線設備の設置場所 |
| 9 無線業務日誌に記載 | 10 総務大臣に報告 |